

## 質問回答書

業務名： R7 霧島市民会館前広場整備事業

業務場所： 霧島市 国分中央三丁目 地内

No.	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書 4.整備内容	工事内容（契約金額）に既存解体工事費を含むか？	提案限度額に既存解体工事費も含まれています。
2		既存の遊具・照明などの廃棄の予定はあるか？	既存の照明などの工作物は、撤去及び破棄することも、残置することも可能です。なお、撤去及び破棄に係る費用は、No.1 のとおり提案限度額に含まれています。
3	実施要領 6.整備スケジュール	市民会館の大規模改修工事について ・改修計画図 ・工事の仮設計画図 を提供いただくことは可能か？	一次（書類）審査の通過者には、現広場設計図面とあわせて、市民会館の改修計画図面等を提供します。
4	様式1 2 見積書	見積書はどの程度詳細に記載する必要があるか？（大項目・中項目など）	見積書は大項目・中項目・小項目まで記載ください。また、歩掛りまで含めた見積書を提出ください。
5	資料1 広場等の整備範囲	提案書作成・見積書作成のために下記のデータを共有頂きたい。 ・図面の CAD データ ・インフラ（電気・給水・下水）の引き込み位置情報	No.3 と同じく、一次（書類）審査の通過者には現広場設計図面を提供します。
6	資料3 霧島市民会館前広場再整備に伴う施設等の設置運営に関する協定書（案）	竣工後、緑地の維持管理について決まっていることはあるか？維持管理の頻度など。	資料3に示す協定書（案）を基に、運営事業者と協議を行い、決定します。なお、仕様書にあるとおり、円滑な広場管理及び経費縮減を可能とする工夫やアイデアなど、持続可能な運営手法を含めた企画提案を募集しています。
7		・「広場の美観維持は運営者が行うこと」と記載されているが、清掃・緑地の維持管理は運営者が負担すること	資料2「飲食店等の設置管理について」の、6 運営事業者の費用負担の（6）にあるとおり、植栽等の維持管理、ゴミ収集など、広場の維持管理費は、運営事業者の負担となります。

		になるのか？	そのため、今後の維持管理を考慮した上で、できる限りの植栽や緑化施設の導入を計画ください。
8	その他 計画について	鹿児島県福祉のまちづくり条例の対象となり、整備マニュアルに従った計画とする必要があるか？	お見込みのとおりです。基準については、出入口や園路（通路）、視覚障害者利用円滑化経路など、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（PDF版）を参照ください。
9	その他 工事について	工事の請負にかかる特記仕様書（履行保証、前金、県産材の利用率など）はあるか？	特記仕様書については、No.3と同じく、一次（書類）審査の通過者に提供します。 なお、履行保証：有、前金払い：有（4割以内）、県産材の利用率：（利用率は）無、を予定しています。